

定額自動送金サービス規定

1. 定額自動送金サービス（以下「本サービス」という）は、申込者本人（以下「依頼人」という）があらかじめ指定した振込日に、依頼人名義の預金口座（以下「申込口座」という）から振込金額を引落とし、指定の預金口座（以下「振込口座」という）に振込むものとします。
2. 本サービスにより振込を行う場合には、依頼人は別に定める当行所定の手数料（消費税等を含む）を、申込口座から自動引落としにより支払うものとします。
3. 指定した振込日の前日に申込口座の残高が振込依頼金額と手数料の合算額に満たない場合は、その月の振込は取り止めるものとし、その際依頼人に対し特段の連絡は行わないものとします。
4. 申込口座からの振込金額および手数料の引落としにあたっては、普通預金規定（総合口座取引規定を含む）、当座勘定規定にかかわらず通帳および払戻請求書または当座小切手の提出を不要とし、当行所定の方法により取扱います。
5. 本サービスによる振込金額および手数料に係わる領収証等の発行は行わないものとします。
6. 本サービスの取扱い期間中に振込口座、振込み金額等の届け出内容に変更が生じた場合は、当行の申込口座のある本支店にただちに届け出るものとします。
7. 本サービスの取扱い期間中に一時停止をする場合は、送金日の5営業日前までに当行の申込口座のある本支店に届け出るものとします。
8. 本サービスにて振込終了年月を指定しない契約の場合は、依頼人の申出がない限り自動送金は継続します。自動送金を終了したいときは、次回送金日の5営業日前までに当行の申込口座のある本支店に届け出るものとします。
9. 振込口座が解約済等の事由により振込できない場合および残高不足の理由により本サービスが度々不能になる等、取扱いの継続に疑義が生じた場合は、依頼人に通知する事なく本サービスを解除する場合があります。
10. 本サービスの取扱いについて、万一紛議が生じても当行に責のあるものを除き一切の責任を負わないものとします。
11. 本サービスは「振込終了年月」の到来により自動的に解除されます。
12. この規定は下記内容により変更するものとします。
 - ①本規定は、民法 548 条の 2 第 1 項に定める定型約款に該当し、この本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法 548 条の 4 の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。
 - ②前項によるこの本規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上